



# 死亡届

# 手続チェックシート

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	手続	チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続の流れと必要なもの	完了 しました	後日 お手続き ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
死亡届	1 死亡届 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">死亡の事実を知った日から7日以内</div>			<p>○死亡届および死亡診断書(死体検案書)(死亡届と死亡診断書が1枚となったA3サイズの用紙で、医療機関等から交付されます。)</p> <p>○届出人の印鑑(シャチハタ以外)</p> <p>※他の手続で死亡診断書の写しを使う場合がありますので、必要な方は、死亡届を提出する前にコピーをお取りください。</p> <div style="text-align: center;">  <p>受付後</p> </div> <p>「埋・火葬許可証」をお渡しします。 ※火葬の日に、忘れずに斎場・斎園の係員に提出してください。</p> <div style="text-align: center;">  <p>火葬後</p> </div> <p>(市営霊園埋蔵に必要なもの)</p> <p>○埋・火葬許可証(火葬執行済の押印があるもの)</p> <p>○霊園(埋葬場所)使用許可証、霊園(一般墓地)使用許可証、霊園(合葬墓)使用許可証</p> <p>※合葬墓へ埋蔵する場合は、事前に管理事務所へ予約が必要です。</p> <p>※上記の霊園使用許可証は、霊園の使用権者(名義人)に交付されております。納骨の際は、必ず各霊園管理事務所(浪岡墓園の場合は浪岡庁舎市民課)に提出してください。</p> <p>霊園使用許可証を紛失した場合は、生活安心課または浪岡庁舎市民課で再交付の手続をしてください。</p> <p>※使用権者が死亡した場合は、名義変更手続が必要です。詳しくは担当課へお問合せください。</p> <p>※12月1日から3月31日は、三内・月見野・八甲田各霊園の管理事務所を閉所しています。この期間に納骨を希望される方は、納骨する前に上記「市営霊園埋蔵に必要なもの」を生活安心課に提出してください。</p> <p>※市営霊園以外への埋葬等については、各墓地管理者または生活衛生課へお問い合わせください。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">死亡届は、受付時間以外でも、アウガ警備室および浪岡庁舎守衛室でお預かりいたします。受付時間は13ページをご覧ください。</div>		<p>駅前庁舎(1階) 市民課 ⑥番窓口 (戸籍チーム) ☎017-734-5242</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">支所等</div> <p>「霊園(埋葬場所)使用許可証」を紛失した場合・名義変更手続をする場合は</p> <p>駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277</p> <p>青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活衛生環境チーム) ☎017-765-5288</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128</p> <p>浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140</p>	

・★マークの手続は、死亡届と合わせて、駅前庁舎市民課で手続ができます。なお、手続の内容によっては、担当課をご案内する場合がありますのでご了承ください。

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続ができます。

No	亡くなった方について	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	完了 しました	お 手 続 し て く だ さ い	後 日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
住 所 等	★ マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカードをお持ちだった方 ◆死亡届が受理された時点で、カードは使用できなくなります。		連絡票	通知カードまたはマイナンバーカードの返納 (通知カード返納届・個人番号カード返納届)  亡くなった方の諸手続でマイナンバーを必要とする場合があります。すべての手続がお済みになったあとに、返納を希望する場合は返納の手続をしてください。(返納したカードは再発行できません。)	○亡くなった方の通知カードまたはマイナンバーカード				駅前庁舎(1階) 市民課 ④番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241	
	マイナンバーカードを申請中だった方		説明	マイナンバーカードの交付申請が取消となります。						
	★ 住民基本台帳カードをお持ちだった方 ◆死亡届が受理された時点で、カードは使用できなくなります。		連絡票	住民基本台帳カードの返納 (住民基本台帳カード返納届)  返納をご希望の場合のみ手続をしてください。	○亡くなった方の住民基本台帳カード					浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
	戸籍謄本等(死亡の記載がされた戸籍)の交付請求を希望する方		説明	死亡の記載がされた戸籍謄本等が交付できるようになるまでには日数を要し、その日数は市区町村によって異なりますので、本籍地の市区町村に直接お問い合わせください。  【郵便請求】 本籍地が遠方の場合や本籍地の市区町村の開庁時間に来られない方は、戸籍謄本等を郵便請求することも可能です。 郵便請求については、本籍地の市区町村にお問い合わせください。 なお、青森市ではホームページにも郵便請求の方法を掲載しておりますので、ご参照ください。					駅前庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (窓口応対チーム) ☎017-734-5239	支所等
	住民票(死亡の記載がされた)の写しの交付を希望する方		説明	亡くなった方の死亡の記載がされた住民票の写しが交付できるようになる日数は、市区町村によって異なりますので、住所地の市区町村に直接お問い合わせください。						

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	完了 しました	後日 お手続き してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
								支所等	支所等
7	★ 印鑑登録をしていた方 ◆死亡届が受理された時点で、カードは使用できなくなります。			あおもり市民カード(印鑑登録証)の返納  または、破棄してください。	○亡くなった方のあおもり市民カード(印鑑登録証)			駅前庁舎(1階) 市民課 ⑤番窓口 (住民情報チーム) ☎017-734-5241 支所等	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (総合窓口チーム) ☎0172-62-1128
8	★ 国民健康保険に加入していた方	当日受付は転記	74	被保険者証の返還 (国民健康保険資格異動届)  死亡の翌日から14日以内  後日、郵送で税額変更通知書をお送りします。詳しくは担当課へお問い合わせください。	○亡くなった方の国民健康保険被保険者証 ○世帯主と亡くなった方のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は13ページ参照				
9	★ 被保険者証を紛失した	当日受付は	75	紛失手続 (紛失届)	○世帯主の認印(自署する場合は不要です。) ○届出人の認印(届出人が世帯主以外の場合に必要ですが、自署する場合は不要です。)			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493 支所等	
10	亡くなった方が世帯主で、残る世帯に国保加入者がいる	当日受付は転記	76	世帯主変更 (国民健康保険資格異動届)  死亡の翌日から14日以内	○残る世帯の方の国民健康保険被保険者証 ○国保加入者全員分の国民健康保険被保険者証 ○限度額認定証(お持ちの場合) ○特定疾病療養受療証(お持ちの場合) ○世帯主と旧世帯主のマイナンバーがわかるものと届出人の本人確認書類 (持参している場合) ※詳細は13ページ参照				浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
11	★ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちだった方	当日受付は	77	認定証の返還	○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証				
12	★ 妊産婦十割給付医療証をお持ちだった方	当日受付は	78	医療証の返還	○青森市妊産婦十割給付医療証			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	
13	★ 特定疾病療養受療証をお持ちだった方	当日受付は	79	受療証の返還	○特定疾病療養受療証				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	しました 完了した	お手続き してください 後日	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)	
14	<p>★ 葬祭費の申請をする方 (亡くなった方が国民健康保険に加入していた)</p> <p>◆葬儀を行った方に対して、費用の一部(5万円)が支給されます。</p>		配付	<p>葬祭費の支給申請 (葬祭費支給申請書)</p> <p>葬儀の日から2年以内</p> <p>葬祭費支給申請書をお渡しいたしますので、葬儀終了後に、ご記入いただいた申請書に加えて、上記のものをご持参の上、担当課で手続をしてください。</p>	<p>○亡くなった方の保険証(先に返還した場合は不要です。)</p> <p>○喪主の方名義の普通・当座預金通帳</p> <p>○喪主の方の認印</p> <p>○喪主であることが証明できるもの(葬祭費用の領収書、会葬御礼のはがき、新聞広告等のうちいずれかひとつ)</p> <p>○喪主のマイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は13ページ参照</p>			<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343</p>		
15	<p>★ 後期高齢者医療制度に加入していた方</p>	当日受付は 転記	80	回収	<p>被保険者証の返還</p> <p>死亡の翌日から14日以内</p> <p>後日、郵送で保険料変更通知書をお送りします。詳しくは担当課へお問い合わせください。</p>			<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493</p> <p>支所等</p>		
16			配付	<p>療養費受領の手続 (受領申立書)</p> <p>葬儀の日から2年以内</p> <p>未支給、未請求の療養費があるかどうか不明な場合は、葬儀終了後に、ご記入いただいた申立書に加えて、上記のものをご持参の上、担当課で手続をしてください。</p>	<p>○相続人名義の普通・当座預金通帳</p> <p>○相続人の方の認印</p> <p>○相続人の本人確認書類(運転免許証等)</p>			<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343</p>	<p>浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153</p>	
17	<p>亡くなった方が世帯主で、残る世帯に国保加入者がいる</p>	当日受付は 転記	81	待機依頼	<p>被保険者証の返還 (国民健康保険資格異動届)</p> <p>届出日から14日以内</p>	<p>○残る世帯の方の国民健康保険被保険者証</p> <p>○マイナンバーがわかるもの(持参している場合) ※詳細は13ページ参照</p>			<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑨番窓口 (国保資格チーム) ☎017-734-5493</p>	
18	<p>★ 限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちだった方</p>	当日受付は 転記	82	回収	<p>認定証の返還</p>	<p>○限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証</p>			<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343</p>	
19	<p>★ 特定疾病療養受療証をお持ちだった方</p>	当日受付は 転記	83	回収	<p>受療証の返還</p>	<p>○特定疾病療養受療証</p>			<p>駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343</p>	

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。	完了 しました	後日 お手続き してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
									駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
20	★ 葬祭費の申請をする方 (亡くなった方が後期高齢者医療制度に加入していた)  ◆葬儀を行った方に対して費用の一部(5万円)が支給されます。		配付	葬祭費の支給申請 (後期高齢者医療葬祭費支給申請書)  葬儀の日から2年以内	○亡くなった方の保険証(先に返還した場合は不要です。) ○喪主の方名義の普通・当座預金通帳 ○喪主の方の認印 ○喪主であることが証明できるもの(葬祭費用領収書、会葬御礼のはがき、新聞広告等のうちいずれかひとつ)			駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑫番窓口 (国保給付チーム) ☎017-734-5343	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	
21	国民年金に加入していた方(20歳から60歳まで) または、 60歳以上で年金を受給していなかった方		(発券)	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352		
22	厚生年金に加入していた方		説明	手続方法は右記にお問い合わせください。				日本年金機構青森年金事務所 ☎017-734-7495(音声案内 1を押した後に2を押す)		
23	共済組合に加入していた方		説明					加入していた共済組合		
24	年金を受給していた方  老齢・障害・遺族 基礎年金を受給していた(支給停止中を含みません。)  老齢・障害・遺族 厚生年金を受給していた(支給停止中を含みません。)		(発券)	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へお問い合わせください。				駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑪番窓口 (国民年金チーム) ☎017-734-5352	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153	
25	年金を受給していた方  退職・障害・遺族 共済年金を受給していた(支給停止中を含みません。)		説明	手続方法は右記にお問い合わせください。				日本年金機構 青森年金事務所 ☎017-734-7495(音声案内 1を押した後に2を押す)		
26	退職・障害・遺族 共済年金を受給していた(支給停止中を含みません。)		説明	手続方法は右記にお問い合わせください。				加入していた共済組合		
27	農業者年金を受給していた、または加入していた方		説明					お近くのJA青森 青森市農協本店信用部 ☎017-763-2013		

介護保険

高齢者福祉

障がい(手当)

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

	No	亡くなった方について	チェック	職員 総合窓口 使用欄	担当課	手続	手続の際に必要なもの	支所等	は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。	お手続き した 後 目 録 を お 手 続 し て く だ さ い	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
											支所等	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
介護 保 険	28	介護保険被保険者証をお持ちだった方			担当課	被保険者証の返還	○介護保険被保険者証				駅前庁舎(1階) 介護保険課 ⑱番窓口 (総務管理チーム) ☎017-734-5365	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-4番窓口 (介護保険チーム) ☎0172-62-1134
	29	介護保険負担割合証をお持ちだった方			担当課	負担割合証の返還	○介護保険負担割合証				支所等	
高 齢 者 福 祉	30	★ 高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証) をお持ちだった方  ◆市営バス等を乗車1回につき100円で利用 できる乗車証です。	当日受付は転記	84	回収	乗車証の返還	○高齢者福祉乗車証(いき・粋乗車証)				駅前庁舎(1階) 高齢者支援課 ⑩番窓口 (高齢福祉総務チーム) ☎017-734-5326	
障 が い	31	特別障害者手当、経過的福祉手当を受給していた方			担当課	資格喪失手続 (死亡届)	なし					
	32	障害児福祉手当を受給していた児童			担当課	資格喪失手続 (死亡届)	なし					
	33	対象となっていた児童			担当課	対象児死亡手続 (特別児童扶養手当資格喪失届)	○特別児童扶養手当証書 ○お亡くなりになったことが記載された戸籍謄本または死亡診断書の写し				駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
	34	特別児童扶養手当を受給していた方  保護者・養育者等			担当課	受給者死亡手続および新受給者による認定請求手続 (特別児童扶養手当受給者死亡届)	○特別児童扶養手当証書 ○お亡くなりになったことが記載された戸籍謄本または死亡診断書の写し					

受給者死亡の翌日から14日以内に手続をしてください。

障がい(障がい者手帳・自立支援医療・障害福祉サービス・各種助成)

支所等 は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	職員 総合窓口 使用欄	担当課	手続	手続の際に必要なもの	お手続き しました 完了 しました	後日 お手続き ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
									当日受付は 転記	当日受付は 転記
35	障がい者手帳をお持ちだった方 ◆身体障害者手帳 ◆愛護手帳 ◆精神障害者保健福祉手帳	No31~34にひとつでも該当する方または該当するか不明な方	/	担当課	障がい者手帳の返還 (身体障害者手帳返還届) (愛護手帳(療育手帳)交付等申請(届出)書) (精神障害者保健福祉手帳返納届)	○障がい者手帳 ○手続する方の認印(身体障害者手帳および愛護手帳は、自署する場合は不要です。)			青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
36										
37	★ 自立支援医療受給者証をお持ちだった方 ◆育成医療 ◆更生医療 ◆精神通院医療			(申)・回収	受給者証の返還 (受給者証返納届/精神通院医療のみ届書記入)	○自立支援医療受給者証 ○手続する方の認印			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
38	★ 市営バスまたはJRバス福祉乗車証をお持ちだった方			回収	乗車証の返還	○市営バスまたはJRバス福祉乗車証				浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
39	★ 障害福祉サービス等受給者証をお持ちだった方 ◆障害福祉サービス受給者証 ◆療養介護医療受給者証 ◆障害児通所受給者証 ◆肢体不自由児通所医療受給者証			回収	受給者証の返還	○障害福祉サービス受給者証、療養介護医療受給者証、障害児通所受給者証、肢体不自由児通所医療受給者証のうち、お持ちだったものすべて			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (障がい福祉チーム) ☎017-734-5327	
40	青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴をお持ちだった方			担当課	利用券綴の返還	○青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴			駅前庁舎(1階) 障がい者支援課 ⑭番窓口 (相談チーム) ☎017-734-5319 ☎017-734-2319	
41	青森市福祉自家用車給油券綴をお持ちだった方			担当課	給油券綴の返還	○青森市福祉自家用車給油券綴				

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について		チェック	職員総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	支所等	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
障がい	42	重度心身障害者医療費助成を受給していた方		(発券)	受給者証または受給資格決定通知書の返還、助成金の振込先の変更手続 (青森市重度心身障害者医療費受給者証等交付申請事項変更届)	○青森市重度心身障害者医療費受給者証または受給資格決定通知書 ○ご家族等名義の普通預金通帳またはキャッシュカード		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
	0歳から中学生のお子さんがいる方								
障がい	43	★子ども医療費助成を受給していた方 おさんが亡くなった	当日受付は	89	医療証の返還 (青森市子ども医療費受給者証等交付申請事項変更届)	○青森市子ども医療費助成医療証または青森市国保乳児十割給付医療証			
	44	保護者が亡くなった			健康保険被保険者証の変更手続 (青森市子ども医療費受給者証等交付申請事項変更届)	○青森市子ども医療費助成医療証または青森市国保乳児十割給付医療証 ○おさんの健康保険被保険者証 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(所得課税証明書)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
0歳から中学生のお子さんがいる方									
子ども	45	受給していた方またはこれから受給者となる方が公務員			説明	勤務先へ申請をしてください。		受給者の勤務先	
	46	支給対象児童が亡くなった			担当課	額改定手続 (児童手当・特例給付額改定届) または 消滅手続 (児童手当・特例給付消滅届)	なし		
	47	児童手当を受給していた方 受給していた方が亡くなった			担当課	これから受給者となる方の支払請求手続 (未支払児童手当・特例給付請求書) および これから受給者となる方の認定請求手続 (児童手当・特例給付認定請求書)	○対象児童の名義の普通預金通帳(中学生までの児童のうち最年長の方の分) これから受給される方の ○健康保険被保険者証 ○普通預金通帳 ○マイナンバーがわかるものと本人確認書類(持参している場合) ※詳細は13ページ参照 ※以上のほか、これから受給者となる方の状況に応じて添付書類(年金加入証明書等)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。	駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
						状況に応じて、ひとり親医療費助成制度に該当する場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。			
						必要なのがすべてそろわなくても手続きができますので、亡くなった日の翌日から15日以内に必ず手続をしてください。			



支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について		チェック	職員 総合窓口 使用欄	手続	手続の際に必要なもの	しました 完了した	お手続 後日 ください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
<b>就学前のお子さんがある方</b>										
48	保育所、幼稚園、認定こども園等	利用していた児童が亡くなった		担当課	退所手続 (保育所等退所届、教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印 (自署する場合は不要です。)			駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (入所支援チーム) ☎017-734-5330	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
49		保護者が亡くなった			保護者等の変更手続 (教育・保育給付認定変更申請書、施設等利用給付認定変更申請書)	○保護者の認印 (自署する場合は不要です。)				
<b>小学生のお子さんがある方</b>										
50	放課後児童会	★利用していた児童が亡くなった	当日受付は 転記	90	裏面	退会手続 (放課後児童会退会届)	なし		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (放課後子ども育成チーム) ☎017-734-5348	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
51		保護者が亡くなった	担当課	退会手続 (放課後児童会退会届) または 保護者変更手続 (放課後児童会家庭状況等変更届)	なし					
<b>小学生・中学生のお子さんがある方</b>										
52	青森市立小・中学校に在籍している児童生徒の保護者の方が亡くなった			担当課	保護者変更手続 (児童・生徒の改姓等の届)	なし ※各小・中学校にも届出用紙がありますので、お子さんが通学している学校への提出も可能です。			駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414 または、各小中学校	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003 または、各小中学校
53	就学援助を受給していた方が亡くなった			説明	就学援助の再申請 (就学援助費申請書(世帯票))	申請用紙は各小・中学校にあります。  各小・中学校で申請をしてください。			駅前庁舎(3階) 学務課 ⑤番窓口 (学務チーム) ☎017-718-1414	浪岡庁舎(3階) 浪岡教育課 ⑫番窓口 (学務チーム) ☎0172-62-3003

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について		チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	しました 完了 お 手 続 後 日 だ さ い し ま し た	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
<b>小児慢性特定疾病医療費助成を受給していた方</b>									
54	★ お子さんが亡くなった		91	申・回収	医療中止手続 (小児慢性特定疾病医療中 止届)	○青森市小児慢性特定疾病医療費医療受給者証		青森市保健所(1階) あおもり親子はぐく みプラザ (総務管理チーム) ☎017-718-2987	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-5番窓口 (健康推進チーム) ☎0172-62-1114
55	保護者が亡くなった			担当課	状況に応じて必要な手続が異なりますので、担当課へご相談ください。				
<b>18歳に達する日の属する年度末までのお子さんがいる方</b>									
56	ひとり親家庭等医療助成の受給申請 をする ◆所得制限等の資格要件があります。			(発券)	資格認定申請 (青森市ひとり親家庭等医 療費受給資格認定(更新) 申請書)	○保護者と児童の健康保険被保険者証 ○児童が含まれた戸籍謄本 ○保護者名義の普通預金通帳またはキャッシュカード ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一 住所の方全員の戸籍謄本および所得課税証明書)が 必要となる場合がありますので、詳しくは担当課 へお問い合わせください。		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
<b>ひとり親家庭等に該当していた方</b>									
57	ひとり親 家庭等医 療費助成 を受給し ていた	お子さんが亡くなった		(発券)	健康保険被保険者証の変更手 続または資格喪失手続 (青森市ひとり親家庭等医 療費受給者証等交付申請 事項変更届)	○青森市ひとり親家庭等医療費受給資格者証 ○新養育者とお子さんの健康保険被保険者証(養育 者が変更となる場合) ○新養育者名義の普通預金通帳またはキャッシュカ ード(養育者が変更となる場合) ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(同一 住所の方全員の所得課税証明書)が必要となる場合 がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせ ください。		駅前庁舎(1階) 国保医療年金課 ⑩番窓口 (医療助成チーム) ☎017-734-5345	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-2番窓口 (国保年金チーム) ☎0172-62-1153
58		父または母が亡くなった		(発券)					
59		支給対象児童が亡くなっ た		担当課	額改定手続 (児童扶養手当額改定届) または 資格喪失手続 (児童扶養手当資格喪失届)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっている方 は不要です。)			
60	児童扶養 手当を受 給してい た	受給していた方が亡く なった		担当課	死亡手続 (受給者死亡届) および 未支払請求手続 (未支払児童扶養手当請求 書)	○児童扶養手当証書(手当が支給停止となっている方 は不要です。) 未支払請求をする場合は、手当の支給対象となっていた児 童(支給対象となっていた児童のうち、最年長の方の分。 最年長児童が幼少等の場合は、その保護者の方の分)の普 通預金通帳またはキャッシュカード		駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113

受給者死亡の日から14日以内に手続をしてください。

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	職員総合窓口 使用欄	担当課	手続	手続の際に必要なもの	支所等	お手続き 完了した 後 お手続き してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
子ども	61 青森市母子父子寡婦福祉資金貸付金の借主、連帯借主、連帯保証人になっていた			担当課	死亡手続 (母子父子寡婦福祉資金所定の死亡届)	○届出人の認印 (自署する場合は不要です。)			駅前庁舎(2階) 子育て支援課 ⑩番窓口 (子育て家庭支援チーム) ☎017-734-5334	浪岡庁舎(1階) 健康福祉課 ②-3番窓口 (民生福祉チーム) ☎0172-62-1113
その他	62 市・県民税が課税されていた方			担当課	市・県民税は、毎年1月1日現在で住所のある方に対して課税されます。1月2日以降に亡くなった方については、相続人代表者に納税通知書が送付されます。 また、給与や年金からの特別徴収(引き去り)ができなくなる等により、相続人代表者に納付書を送付することがあります。 振込先の指定手続きについては、担当課へお問い合わせください。				駅前庁舎(2階) 市民税課 ②番窓口 (普通徴収チーム) ☎017-734-5193	
	63 原動機付自転車、小型特殊自動車の登録をしていた方			担当課	名義変更申請 (軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書)  または 廃車(ナンバー返納)手続(軽自動車税(種別割)廃車申告書兼 標識返納書)	【名義変更の場合】 ○申請者の本人確認書類(運転免許証等) ○標識交付証明書  【廃車の場合】 ○届出人の本人確認書類(運転免許証等) ○ナンバープレート ○標識交付証明書			駅前庁舎(2階) 市民税課 ③番窓口 (諸税チーム) ☎017-734-5192	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-2番窓口 (証明チーム) ☎0172-62-1186
	64 固定資産(土地・家屋)を所有していた方			担当課	現所有者(相続人代表者)の申告手続 (固定資産現所有者申告書)	○現所有者(相続人代表者)のマイナンバーがわかるものと本人確認書類(運転免許証等) ※詳細は13ページ参照			駅前庁舎(2階) 資産税課 ⑤番窓口 (管理調整・償却資産チーム) ☎017-734-5200	
	65 市営住宅にお住まいだった方			担当課	世帯状況により手続が異なりますので、詳しくは市営住宅指定管理者へお問い合わせください。				駅前庁舎(3階) ⑩番窓口 市営住宅指定管理者 協同組合タッケン ☎017-734-2381	浪岡庁舎(3階) 市営住宅指定管理者 (有)皆成建設 ☎0172-62-1167
	66 農地(田または畑)または採草放牧地を所有していた方			担当課	相続手続	○相続人の認印  当該農地を相続後、概ね10か月以内に相続した方が手続をしてください。			柳川庁舎(2階) 農業委員会事務局 ☎017-761-4370	浪岡庁舎(3階) 農業委員会事務局分室 ①番窓口 ☎0172-62-1148
67 山林を所有していた方			担当課	森林の土地の所有者届出	○当該山林の登記事項証明書 ○当該山林の位置を示す地図  当該山林を相続後、90日以内に相続した方が手続をしてください。			浪岡庁舎(2階) 農地林務課 ⑦番窓口 ☎0172-62-1146		
68 犬の登録をしていた方			説明	登録事項変更手続	飼い主を変更する必要がありますので、電話でお知らせください。(飼い主だった方の氏名、住所が必要です。)			青森市保健所 (別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口向かい (生活環境チーム) ☎0172-62-1140	

その他

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	完了 しました	お手続き 後日 してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
69	青森市の保健所に届出や許可等を受けていた方		説明	医事・薬事に関する届出や許可等	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">                     各種届出がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。                 </div>			青森市保健所(1階) 保健予防課 (医事薬事チーム) ☎017-765-5281	
70				説明				理美容、クリーニング所、旅館業、公衆浴場、温泉利用施設、特定建築物、貯水槽及び井戸水、食品衛生、集団給食施設等に関する届出や許可等	青森市保健所(別館1階) 生活衛生課 (生活環境衛生チーム) ☎017-765-5288 (食品衛生チーム) ☎017-765-5293
71	市民図書館の利用者カードをお持ちの方		担当課	利用者カードの返還	○利用者カード			アウガ(6~8階) 市民図書館 ☎017-776-2455  各市民センターおよび浪岡中央公民館 でもお手続きできます。	
72	市営霊園(三内、月見野、八甲田)または墓園(浪岡)を使用していた方		担当課	名義変更申請	○霊園(埋葬場所・一般墓地)使用許可証 ○新旧名義人の続柄を証明する戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍謄本等 ○新名義人の本人確認書類(運転免許証等) ○名義変更手数料300円 ※以上のほか、申請者の状況に応じて添付書類(新名義人の世帯全員の住民票)が必要となる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。			駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277	浪岡庁舎(1階) 市民課 ①番窓口 (生活環境チーム) ☎0172-62-1140
		合葬墓の生前予約をしていた方	担当課	合葬墓への埋蔵	○霊園(合葬墓)使用許可証 ○埋・火葬許可証(火葬執行済の押印があるもの) ※合葬墓への埋蔵は、事前に管理事務所(☎017-743-3213)への予約が必要です。 ※12月1日から3月31日は、埋蔵できません。			駅前庁舎(4階) 生活安心課 ①番窓口 (霊園管理運営チーム) ☎017-734-5277	

支所等

は、各支所・各情報コーナーでも手続きができます。

No	亡くなった方について	チェック	総合窓口 職員使用欄	手続	手続の際に必要なもの	完了 しました	後日 お手続き してください	青森地区の 担当課 (お問い合わせ先)	浪岡地区の 担当課 (お問い合わせ先)
そ の 他	73 水道の利用者（契約者）になられた方		担当課	担当課へ電話でお知らせください。（住所、氏名、領収書等に記載されている「お客さま番号」等が必要です。）				企業局水道部本庁舎 (1階) 水道部営業課 (検針チーム) ☎017-734-4281	浪岡庁舎(1階) 上下水道課 ⑤番窓口 (水道チーム) ☎0172-62-1143
	74 浄化槽を使用していた方		担当課	浄化槽管理者変更報告書 変更の日から30日以内	浄化槽の管理者が変更になった場合は、手続が必要です。詳しくは、担当課へお問い合わせください。			駅前庁舎(3階) 廃棄物対策課 ⑬番窓口 (廃棄物対策チーム) ☎017-718-1086 FAX: 017-718-1166	
	75 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の口座振替を利用していた方		担当課	口座振替変更手続 (青森市市税等口座振替依頼書) または 口座振替廃止手続 (青森市市税等口座振替依頼書)	【口座振替変更の場合】 ○新口座振替者の通帳 ○新口座振替者の金融機関届出印 ○納税（入）通知書（口座振替用）  【口座振替廃止の場合】 ○納税（入）通知書（口座振替用） 納税状況を確認し、未納がある場合は納付書を再発行いたします。詳しくは担当課へお問い合わせください。			駅前庁舎(2階) 納税支援課 ⑨番窓口 (収納管理チーム) ☎017-734-5220	浪岡庁舎(1階) 納税支援課 ③-1番窓口 (収納チーム) ☎0172-62-1141

《ご注意ください》

- ・「手続の際に必要なもの」欄に「○マイナンバーがわかるものと本人確認書類」の記載がある手続は、以下のものを提示の上、申請・届出書等にマイナンバー（12桁の個人番号）の記入が必要となります。（手続によっては以下の例によらない場合もありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。）  
ただし、持参していない場合でも、手続をすることができる場合がありますので、詳しくは担当課へお問い合わせください。

マイナンバーの確認に必要なもの

A 番号確認に必要なもの

- マイナンバーカード
- 通知カード（令和2年5月25日以降も、氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合はマイナンバーを証明する書類として使用できます。）
- 個人番号通知書



B 本人の身元確認に必要なもの(本人確認書類)

- マイナンバーカード
- 官公署等から発行された顔写真付きの証明書（運転免許証、パスポート、障がい者手帳など）
- 次の書類のうち2種類を提示（・公的医療保険の被保険者証 ・国民年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書  
・官公署等から発行された（A）氏名、（B）住所または生年月日が記された書類）

《各窓口の受付時間》

- ・駅前庁舎市民課(総合窓口)（平日 8:30～18:00）※土曜日・第二日曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)、マイナンバーカードの交付(事前予約が必要)のみ行っています。
- ・浪岡庁舎市民課（平日 8:30～18:00） ※土曜日(9:00～17:00)は各種証明書の発行、印鑑登録、戸籍届書の預かり(受理決定は翌平日の開庁日となります)のみ行っています。
- ・支所(浜館、奥内、原別、後潟、野内)、情報コーナー(中央、柳川、西部、油川、荒川、横内、東岳、高田)（平日 8:30～17:00)

※いずれの窓口も年末年始(12月29日～翌年1月3日)はお休みです。

※駅前庁舎と浪岡庁舎は、引越に伴う各種手続のため、3月下旬から4月上旬の土・日曜日にも各窓口を開設します。開設する窓口及び開設日は年度により異なりますので、詳しくはお問い合わせいただくか、青森市ホームページをご参照ください。

# おくやみ窓口について

ご遺族の負担を軽減するため、身近なかたが亡くなられた後の市役所等での手続についてワンストップでお手伝いいたします。

## おくやみ窓口ご利用の流れ

### Step1 電話で予約を！

**☎017-718-1981**

- ◆ご利用は予約制です
- ◆受付：平日8:30～17:00
- ◆来庁日の3日前までに予約いただきます。  
(※平日のみ)

### Step2 持ち物等をご連絡します

ご利用日の前開庁日に、持ち物等をご連絡しますのでご準備ください。



### Step3 予約日当日は…

青森市役所  
駅前庁舎1階 市民課  
⑥番「おくやみ窓口」へお越しください。

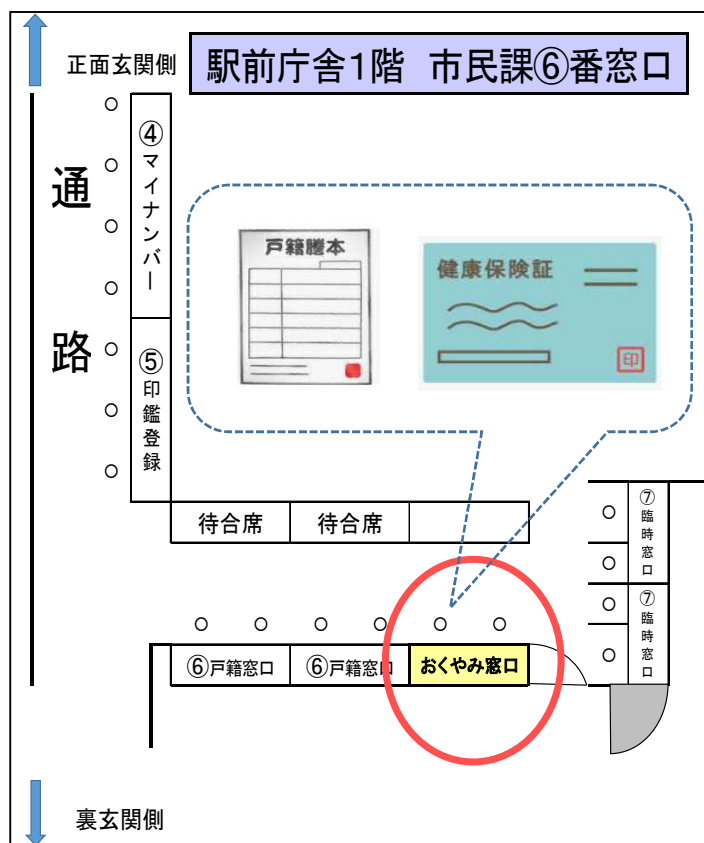
※下図をご覧ください。

## Q いつやっていますか？

平日の9:00～16:00まで窓口を開いています。(1日6枠の予約制)

## Q どんな手続ができますか？

- ◆戸籍証明書の交付、被保険者証の返還、葬祭費の支給申請など33の手続ができます。裏面をご覧ください。
  - ◆手続ごとに異なる申請書の作成をお手伝いいたします。
- ※担当課での手続が必要な場合は、次の窓口までリレー方式でご案内します。  
(駅前庁舎に限ります。)



# 「おくやみ窓口」でできる33の手続一覧

NO	手続名	分野
1	マイナンバーの通知カードまたはマイナンバーカードの返納	住所等
2	マイナンバーカード申請中の取消	住所等
3	住民基本台帳カードの返納	住所等
4	戸籍謄本等（死亡の記載がされたもの）の交付請求	住所等
5	住民票、除票（死亡の記載がされたもの）の交付請求	住所等
6	あおもり市民カード（印鑑登録証）の返納	印鑑登録
7	国民健康保険被保険者証の返還	国民健康保険
8	国民健康保険被保険者証の紛失手続	国民健康保険
9	国民健康保険限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の返還	国民健康保険
10	妊産婦十割給付医療証の返還	国民健康保険
11	国民健康保険特定疾病療養受療証の返還	国民健康保険
12	国民健康保険葬祭費の支給申請	国民健康保険
13	後期高齢者医療保険被保険者証の返還	後期高齢者医療保険
14	未請求、未支給の後期高齢者医療保険療養費受領の手続	後期高齢者医療保険
15	後期高齢者医療保険限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証の返還	後期高齢者医療保険
16	後期高齢者医療保険特定疾病療養受療証の返還	後期高齢者医療保険
17	後期高齢者医療保険葬祭費の支給申請	後期高齢者医療保険
18	介護保険被保険者証の返還	介護保険
19	介護保険負担割合証の返還	介護保険
20	高齢者福祉乗車証（いき・粋乗車証）の返還	高齢者福祉
21	特別障害者手当、経過的福祉手当を受給していたかたの資格喪失届	障がい者福祉
22	障害児福祉手当を受給していた児童の資格喪失届	障がい者福祉
23	特別児童扶養手当の受給対象児に係る受給対象児死亡手続	障がい者福祉
24	障害者手帳（身体障害・愛護・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちだったかたで、NO21～23及び特別児童扶養手当を受給していたかた（保護者・養育者等）に一つでも該当するかた、または、不明なかたの障害者手帳の返還	障がい者福祉
25	障害者手帳（身体障害・愛護・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちだったかたで、NO 21～23及び特別児童扶養手当を受給していたかた（保護者・養育者等）のいずれにも該当しないかたの障害者手帳の返還	障がい者福祉
26	自立支援医療受給者証（育成・更生・精神通院医療）をお持ちだったかたの受給者証の返還	障がい者福祉
27	市営バス、または、JRバス福祉乗車証の返還	障がい者福祉
28	障害福祉サービス等受給者証（障害福祉サービス・療養介護医療・障害児通所・肢体不自由児通所医療受給者証）をお持ちだったかたの受給者証の返還	障がい者福祉
29	青森市福祉タクシー・移送サービス利用券綴の返還	障がい者福祉
30	青森市福祉自家用車給油券綴の返還	障がい者福祉
31	子ども医療費助成の対象、または、国保乳児十割給付医療の給付対象者の医療証の返還	子ども
32	放課後児童会退会手続	子ども
33	小児慢性特定疾病医療費助成医療中止手続	子ども



## 【市民課おくやみ窓口】

### 各種手続きに必要なとなる主な持ち物

お越しの際には、下記のうち該当するものをご持参いただきますようお願いいたします。  
詳細は電話予約後、ご来庁日前日(開庁日)におくやみ窓口よりご連絡いたします。

#### ●ご遺族のもの

- 認印（届出人、相続人代表、喪主）
- お越しいただくかたの本人確認書類
  - ・写真付きのもの（1点）  
※運転免許証、マイナンバー（個人番号）カード、パスポートなど
  - ・写真付きのものがない場合は下記から2点  
※被保険者証（健康保険、介護保険）、年金手帳など
- 預貯金通帳（相続人代表、喪主）※亡くなった方名義の預貯金通帳から各種税等を口座引き落としされている場合は、新たに引き落としする口座の預貯金通帳と銀行印

#### ★亡くなったかたのもの

- 個人番号（マイナンバー）カード、住民基本台帳カード
- 年金手帳、年金証書
- 国民健康保険被保険者証、後期高齢者医療被保険者証
  - ※国民健康保険の世帯主が死亡された場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、加入者全員の被保険者証
  - ※亡くなったかたの各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証など）
  - ※加入者が亡くなると、葬祭費が請求できます。
- 葬祭を行ったことや喪主が確認できるもの（会葬礼状、葬祭の領収書等）
- 介護保険被保険者証、負担割合証、負担限度額認定証
- 身体障害者手帳、愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳

#### ※紛失・探しても見当たらない場合は、窓口にてご相談ください。

※戸籍、住民票、税に関する証明書の請求等を代理人が行う場合は委任状が必要となります。

※亡くなられた方と、お越しいただく方のご関係が、本市の戸籍で確認できない場合は、関係のわかる戸籍証明書等をお持ちください。

※相続人代表者が、法定相続人ではなく遺言書によって相続人となられた場合は、遺言書（公正証書遺言、秘密証書遺言、自筆証書遺言（検認済のもの））をお持ちください。

お問合せ・予約：青森市役所 駅前庁舎 市民課 おくやみ窓口

電話番号：017-718-1981